

# ご存じですか？ 児童扶養手当 特別児童扶養手当

◎問い合わせ先・手続き先  
本庁児童福祉課児童家庭係  
☎21-8357  
または各支所福祉課

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
目的	母子家庭や、父が重度障害の状況にある児童の家庭に対し、家庭の安定と自立促進を目的として支給する手当です。	精神や身体に障害のある児童を養育している家庭に対し、児童の生活や福祉の向上を目的として支給する手当です。
受給資格	次の状況にある児童の母、または養育者など ①父母が離婚 ②父が死亡 ③父が重度障害 ④父が生死不明 ⑤父が1年以上同居せず、生計関係がない ⑥父が1年以上刑務所などに収容されている ⑦未婚で出生 ⑧父母が行方不明	次に該当する児童の保護者 ・「1級」手当該当 身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳A程度の心身に障害のある児童 ・「2級」手当該当 身体障害者手帳3～4級(4級は一部)程度やこれと同程度の心身に障害がある児童
受給期限	児童が18歳に達する年度の年度末まで(児童に障害がある場合、20歳の誕生日まで)	児童の20歳の誕生日まで
受給資格のない人	・手当を受ける母親が、事実上の婚姻関係にある場合 ・手当を受ける人または児童が、公的年金(遺族年金・障害年金など)を受給している場合	・児童が社会福祉施設に入所している場合 ・児童が障害を事由とする年金を受給できる場合
手当月額	対象1世帯につき ・全部支給 4万1720円 ・一部支給 4万1710～9850円 *母または養育者の所得額により異なります ・児童が2人の場合 5000円加算 ・児童3人目以降1人につき 3000円加算	対象児童1人につき ・1級 5万750円 ・2級 3万3800円
所得制限	本人・同居親族のいずれかでも所得制限限度額を超えた場合は、受給資格のみの認定となり、翌年度の所得更新までの間、支給停止となります。	

## 世界遺産を目指して

# 世界遺産への推薦を文化庁が決定

「平泉―浄土思想に関連する文化的景観」



中世の面影を残す本寺地区の文化的景観

文化庁は7月21日、一関市、平泉町、奥州市にまたがる「平泉―浄土思想に関連する文化的景観」をユネスコの世界文化遺産に推薦することを決めました。文化審議会文化財部会の了承を受け決定されたもの。これにより、平成20年の世界文化遺産登録を目指した取り組みは、大きく前進しました。

また、これまで「平泉の文化遺産」としてきた名称を変更。6月に行われた国際専門家会議での議論を受け、より資産の内容を具体的に表す「平泉―浄土思想」

「平泉―浄土思想」に関連する文化的景観は13年4月、世界遺産の暫定リストに登録。16年6月には専門家による世界遺産推薦書作成委員会が設置され、県・市町と同委員会が準備を進めてきました。

なお、「一関市本寺の農村景観」の重要な文化的景観の選定について7月28日告示され、国内で2番目の重要な文化的景観の選定地となりました。本寺地区は世界遺産登録予定地のコアゾーン(核心地域)の一つで、中世の農村をほうふつとさせる文化的景観を現在まで継承しています。



専門家が価値を訴えたパネルディスカッション

「骨寺村荘園遺跡講演会」は7月15日、一関文化センターで開催されました。専門家2人が講演とパネルディスカッションを行い、市民など約200人が骨寺

## 世界遺産には三つの種類

世界遺産Vol.3

世界遺産は、平成17年8月現在で812件あり、次の3種類に分類されます。

一つ目は、自然遺産です。自然の力でできた素晴らしい地形や生物、景色などを含む地域で、17年8月現在、160件が登録されています。

二つ目は、文化遺産です。人間が作り出した素晴らしい記念物、建造物群、遺跡、文化的景観のことで、17年8月現在、628件が登録されています。

## 遺跡の価値を再確認

専門家による講演会を開催

村荘園遺跡の価値について理解を深めました。

東北学院大学の石直正名(なま)教授は「歴史や史跡から見た骨寺村荘園遺跡の価値」と題し「荘園遺跡は全国にあるが、国史跡は3カ所だけ。本寺には、不整形な水田、家と屋敷林の配置など、陸奥国骨寺村(ぼんせらむら)にある中世の世界が現存している」と講演。

「重要な文化的景観から見た骨寺村荘園遺跡の価値」と題して講演した日本イコモス国内委員会

の矢野和之事務局長は、世界遺産の文化的景観を▽意匠された景観▽人と共に進化してきた景観▽人と自然の強いきずなを表す景観の3種に分類。「本寺地区は人と共に進化した、人と自然とのきずなを表す景観」と語りました。

パネルディスカッションでは、両氏から遺跡の価値を維持するためには住民の力が大きいものの、住民、行政、専門家が三位一体となった体制づくりが重要だ」との意見が出されました。

このうち、文化的景観は「人間と自然の共同作品」ともいえるもので、日本では、16年に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」が該当します。当市の「骨寺村荘園遺跡」もこの文化的景観に該当します。

三つ目は、複合遺産です。自然遺産と文化遺産の両方の価値を備えているもので、17年8月現在、24件が登録されています。

世界遺産において「文化的景観」という考え方は、平成4年の世界遺産委員会から導入されたもの。①人間が意識的に造った庭園や公園などの景観②棚田など農林水産業などの産業と関連して有機的に進化する景観③宗教や芸術などに関連する聖山などの景観の三つに分類されます。

日本では、17年4月の文化財保護法の改正により、文化的景観や重要文化的景観という考え方が盛り込まれました。

◎問い合わせ先  
教育委員会文化振興課  
☎6595

# 第12回北上川流域交流 Eボート大会

◇期日 9月10日(日) ※小雨決行  
◇会場 北上大橋付近の北上川

### 参加チームを募集

- ◇競技方法…10人1チームによる競漕。タイムトライアル方式でレースは2回。タイムで順位を決定し、1～5位までは決勝レースを実施。
- ◇参加対象…小学校5年生以上で構成するチーム(80チーム募集)
- ◇参加費…1チーム1万円(前夜祭は別に1人500円)
- ◇受付期間…川崎町外チーム: 8月18日(金)～22日(火)(月曜日を除く)、川崎町内チーム: 8月23日(水)～25日(金)
- ◇申し込み方法…所定の参加申込書に記入の上、大会事務局に提出してください。申込書は、大会事務局に備え付けてあります。市のホームページからもダウンロードできます。※http://www.city.ichinoseki.iwate.jp



### スタッフを募集

大会運営をお手伝いしてくれるスタッフを募集しています。年齢・性別は問いません。大会事務局まで申し込みください。

### イベント日程

- 【9月9日(土)】  
15:00～17:00 体験乗船、安全講習会  
18:00～19:00 歓迎レセプション(前夜祭)
- 【9月10日(日)】  
8:30～9:00 受け付け  
9:00～9:30 開会式  
9:30～15:00 競技  
15:00～15:40 閉会式
- ◎申込先・問い合わせ先…  
北上川流域交流Eボート大会事務局(川崎防災センター管理事務局内)  
☎36-5666 FAX36-5667